

日仏経済交流会 個人情報管理規程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

本規程は、個人情報を取り扱ううえでの日仏経済交流会（以下「当会」という）の管理体制および関係者が遵守すべき事項を定める。個人情報の漏洩など不適切な管理は、本人の権利や利益を侵害するばかりではなく、当会にも損害を与え、信用を損なう恐れがあり、個人情報は慎重に扱われる必要がある。

第 2 条 (定 義)

本規程における用語は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という）およびその関係法令にて定義のあるものについては当該法令の規定によるものとする。ただし、本規程に定めるものについては、この規程によるものとする。

第 3 条 (対 象)

本規程の適用対象は、当会の会員とする。

第 4 条 (適用の範囲)

本規程は当会が事業活動において個人情報を取り扱う場合に適用される。適用される個人情報には、以下のような個人情報が含まれる。

- (1) 会員の個人情報
- (2) イベント参加者の個人情報
- (3) 事業活動目的で利用するための個人情報

第 2 章 責任者および管理体制

第 5 条 (管理体制)

- (1) 個人情報保護に関する統括責任者として「個人情報保護統括責任者」を設置する。
- (2) 個人情報保護統括責任者は当会会長とする。
- (3) 個人情報保護に関し、当会事務局長はセキュリティ責任者として、当会が所有、管理または利用する個人情報について、法や本規程に従って適正に取り扱われるよう管理する責任を負う。また、セキュリティ責任者は、総務委員会と連携し適切な運用に努める。

具体的な役割は以下の通りとする。

- ・ 本規程の周知徹底と遵守責任
- ・ 実行状況のチェックとフォロー

- ・委託の可否の判断、委託先の選定と監督
- (4) 個人情報を取り扱う者をセキュリティ管理者として指定する。セキュリティ管理者は、法や当規程を遵守し適切な運用に努める。

第 3 章 役割と実施内容

第 6 条 (個人情報を取扱うに当たっての会員の義務)

会員は、個人情報保護法に則り、個人情報を慎重に取り扱うべきであることを十分に理解し、以下の各項に基づいて、個人情報、個人データ等を適切に取り扱わなければならない。

- (1) 利用目的をできる限り特定し、その範囲内で取得、利用、保管する。本人の同意なく特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。
- (2) 取得した個人情報は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに利用目的を本人に通知、または公表する。本人から書面等を通じて個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的を本人に明示する。
- (3) 個人情報の取得は適正な方法で行う。偽りその他不正な手段で取得してはならない。
- (4) 個人情報を本人以外の者から間接的に取得する場合は、取得先が法を遵守していることを確認しなければならない。
- (5) 個人データは正確かつ最新の内容に保つよう努力する。
- (6) 本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならない。
- (7) データセキュリティ対策を講じ、管理に際しては、データの漏洩、滅失または外部からのコンピュータへの侵入やコンピュータウイルスの侵入防止を図る。
- (8) 個人データは、その必要性を十分に検討したうえで保有し、利用目的を達成した場合は速やかに廃棄する。
- (9) 個人データ処理業務の全部または一部を委託する場合は、相手先の個人情報保護・管理水準を確認し、契約等において安全管理のため適切な措置を講ずる。
- (10) 保有個人データにつき本人から利用目的の通知を求められた場合、また保有個人データの開示、訂正、利用停止等の請求を含む個人情報に関する苦情があった場合は、遅滞なく対応する。

第 7 条 (会員および委託先等の監督)

セキュリティ責任者は、個人情報の安全管理のため、会員および委託先等に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。委託先との契約においては、個人情報保護についての条項を盛り込み責任体制を明確化し、また再委託の条件を厳格に規定するなど、実効性を有する安全管理措置を取らなければならない。

第 8 条 (漏洩等事故時の対応)

個人情報の不適切な取扱いがあった場合、または個人データの漏洩など、管理上の問題・

事故が発生した場合は、個人情報保護統括責任者に直ちに報告し、必要な指示を求めなければならない。

第9条（個人情報の開示などの本人からの請求、苦情などの対応窓口）

（1）保有個人データに関する本人からの利用目的の問い合わせ並びに利用停止、第三者提供の停止、開示、訂正、追加、削除および消去等の請求を含む個人情報に関する苦情等（以下「本人からの請求等」という）については、セキュリティ責任者が速やかに対応する。

（2）セキュリティ責任者は、本人からの請求等の処理にあたって必要があれば個人情報保護統括責任者と協議する。

第10条（周知・徹底）

セキュリティ責任者は、会員等に対し個人情報の保護および管理の徹底の必要性およびその対応策について周知・徹底を図る。

第11条（管理体制等の是正措置）

セキュリティ責任者は、個人情報の管理手順の整備状況など管理体制、運用状況について、必要に応じて是正措置を取る。

第4章 規程の見直しその他

第12条（規程の改廃）

（1）社会的要請または法令の改正等、本規程の見直しの必要性が生じた場合には、適宜本規程を見直し改定する。

（2）この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

第13条（細 則）

本規程に加え、具体的な項目について定めた細則あるいは、事例等を示した指針またはガイドラインを作成することがある。さらに必要に応じ内規を設けることができる。

附 則

1. この規程は令和3年4月1日から施行する。